

令和3年度みえの食海外バイヤーとの個別マッチング商談会企画運営業務に係る
企画提案コンペ 参加仕様書

1 委託業務を行う目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大規模展示交流会の開催中止や規模縮小、訪問営業の自粛など、多くの食関連事業者が商談機会を喪失する事態となっています。

こうした状況下において、「みえの食」の販路を拡大させるためには、商談会の開催等を通じて、県内事業者のネットワークを拡大させるとともに、商談機会を創出する必要があります。

そこで、海外に商流を持つバイヤーを招聘し、事前マッチング型の個別商談会を開催することで、県内食関連事業者の販路開拓を支援します。

2 事業主体

主催：三重県

3 委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

(1) 委託業務名：令和3年度みえの食海外バイヤーとの個別マッチング商談会
企画運営業務

(2) 委託期間：契約日から令和4年3月25日（金）まで

(3) 委託内容：別紙業務仕様書 2 委託業務の内容 (3) 委託内容 のとおり

(4) 成果品：業務実施報告書（正本1部、副本2部）及びその内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

(5) 納入場所：三重県 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

(6) 納入期限：令和4年3月25日（金）

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

5 契約上限額 2, 590, 247円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案資料の提出

- ①提出期限 令和3年10月8日（金）17時00分まで（必着）
- ②提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵便等による送付
（メール及びファクシミリでの提出は不可）

④受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

(2) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書類審査を行います。書類審査の結果については、令和3年10月11日（月）に電子メールにて通知します。

なお、申込数が6件に満たない場合は、書面審査を省略します。

(3) プレゼンテーションの実施

- ①実施日・場所 令和3年10月12日（火）午後 WEB会議
 - ・プレゼンテーションの要否及び実施日時については、令和3年10月11日（月）以降に、企画提案資料に記載の連絡先に電子メール等で連絡します。
 - ・プレゼンテーションの実施日・開催場所については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。
 - ・提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、WEB会議システムを活用して行います。

②説明方法

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとします。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページに公表します。

(5) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、業務委託契約を締結します。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容をもとに、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

①目的適合性

- ・仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

②企画性

- ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。
- ・商談会の開催について、バイヤーへの訴求力が高く、商談の成立が期待できる内容となっているか。
- ・事前研修会の開催について、招聘する講師や講演内容が事業者にとって有意義な内容となっているか。

③専門性

- ・本業務を遂行する上で必要な知識やノウハウを有しているか。
- ・新たなマッチングが期待できる海外に商流を持つバイヤーを少なくとも15社以上提案しているか。

④業務遂行能力

- ・実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・三重県との連絡体制や法令順守の体制は十分か。
- ・業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。

⑤経済合理性

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

9 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1) 及び添付書類・・・1部

※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第1-1号様式)も1部添付してください。

(2) 企画提案書(任意様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部

規格は、A4版(A3版による折り込み可)・両面印刷・長辺綴じ・

文字サイズ12ポイント以上・表紙を含め20ページ以内とすること。

企画提案書については、以下のア～オの事項について、できる限り具体的な提案内容を記載してください。

ア 業務の実施体制

- ・業務実施体制(実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名)

- ・業務に関するその他の組織等との連携体制

イ 提案書の概要

- ・提案内容のポイント

ウ 海外向けオンライン商談会の企画提案

- ・事前マッチング型のオンライン商談会（県内事業者およびバイヤーが自社等からオンライン参加する形式とすること）を企画提案してください。バイヤーへの訴求力が高く、商談の成立が期待できる商談会の形式について具体的に提案してください。
- ・日本語対応が不可能なバイヤーとの商談を円滑に行う方法について具体的に提案してください。

エ バイヤーの招聘にかかる企画提案

- ・オンライン型商談会は対面型と異なり地理的制約がなくなることから、これまでつながりのなかったバイヤーとの新たなマッチングを配慮してください。
- ・招聘バイヤーは主催者側と協議のうえ選定しますが、委託事業者において本商談会に招聘できる海外に商流を持つバイヤーを少なくとも15社以上提案してください。
- ・海外に商流を持つバイヤーは、東アジア、東南アジア、EU諸国、北米地域に精通するバイヤーとし、各地域バランスよく提案されることが望ましい。

オ 個別相談会の企画提案

- ・個別相談会は、事業者が自社製品の販路開拓や消費行動の変化および海外現地ニーズに合わせた商品のブラッシュアップなどを相談する内容とします。招聘するアドバイザー2名や相談会の形式も含め具体的に提案してください。
- ・開催日やオンラインにおける運営方法を具体的に提案してください。

カ 「新しい生活様式」に対応した商談スキルを学ぶための研修会の企画提案

- ・事前研修会の内容について、「業務仕様書2（4）④〈研修会の概要〉」に記載の内容の講演とし、各回の招聘する講師や研修会の形式等も含め具体的に提案してください。

キ 業務実施スケジュール

- ・令和3年10月中旬頃の契約締結を前提に、令和3年10月中旬から令和4年3月25日までのスケジュールを記載すること。

（3）見積書（任意様式、消費税を外税表記すること。）・・・・・・・・・・ 8部

正本は1部でも可。

※見積書には、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

※経費は、個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるよう記載すること。

【記載例】人件費○円、事務用品費○円、実績報告書作成○円 等

(4) その他資料

提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可能）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間 令和3年9月30日（木）17時00分まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、下記の連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、令和3年10月1日（金）17時までに三重県のホームページに掲載させていただきます。

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用（有料）」（所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(3) 契約実績証明書（様式2）・・・・・・ 1部

過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。

※（1）、（2）にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（第3号様式）を提出（FAX又はメール可）してください。

12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただきます。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

(4) 契約は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課において行います。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

(1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限りします。

(2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を順守してください。

15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとします。

19 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

(5) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

20 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp